

配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被 相 続 人

第5表の付表
(令和6年1月分以降用)

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第 5 表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の④の金額〕	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の⑤の金額〕	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の(①+②)の金額〕	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (③-⑧)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 ,000	円

(注) 1 ⑨欄の金額を第5表の⑨又は⑱欄に転記します。また、⑩欄の金額を第5表の⑦又は⑲欄に転記します。
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (③-⑮)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円 ,000

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の④の金額)」欄又は「(第3表の④の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

⑰ 第11表2の配偶者の①の金額（分割財産の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑳ (⑰-㉑)の金額 (赤字のときは0)	㉒ 第1表の配偶者の⑤の金額（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額）
	⑱ 第1表の配偶者の③の金額（債務及び葬式費用の金額）	㉑ 第11表2の配偶者の②の金額（未分割財産の金額）	㉒ (⑱-㉑)の金額 (㉑の金額が⑱の金額より大きいときは0)		
円	円	円	円	円	円
㉓ ⑰の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉔ ⑱の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉕ (㉓+㉔)の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉖ ㉒の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉗ (㉕+㉖)の金額	㉘ (㉑+㉒-㉗)の金額 (1,000円未満切捨て 赤字のときは0)
円	円	円	円	円	円

(注) ㉘欄の金額を第5表の⑥又は⑲欄に転記します。

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表は、**期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。**
- 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑳、㉑及び㉒の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。
- 3 ④、⑪及び⑰欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。
- 4 隠蔽又は仮装した財産が、相続時精算課税の適用を受ける財産（令和6年1月1日以後の贈与によって取得したものに限り、）である場合の④欄に記入するその隠蔽又は仮装した財産の金額は、その隠蔽又は仮装した財産を贈与により取得した日の属する年中に被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。